平成２５年（フ）第２３３号
大分県別府市石垣西10丁目５番２号
債務者　株式会社遊牧民
代表者代表取締役　大津　威士
1　決定年月日時　平成25年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺崎　直史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月17日午後３時15分
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１００４号
愛知県稲沢市中之庄町辻畑193番地の１
債務者　株式会社ダム
代表者代表取締役　杉原　由美
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　俊光
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月19日午前10時40分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５３９号
大阪府大阪狭山市茱萸木２丁目320番１号
債務者　株式会社ライフアート
代表者代表取締役　東　　繁幸
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田　貴浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月19日午後１時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１８６号
岐阜市長良東１丁目12番地
債務者　株式会社ムラヤマ
代表者代表取締役　村山　勝美
1　決定年月日時　平成25年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　毛利　哲朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月20日午前11時30分
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１０７３号
神奈川県茅ヶ崎市矢畑271番地１
債務者　株式会社慎建設
代表者代表取締役　荻野慎太郎
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　砂子　昌利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月24日午後２時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０２７号
愛知県日進市梅森台４丁目105番地２
債務者　有限会社エスケーエス
代表者代表取締役　川瀬　　悟
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　和宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月１日午前10時
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０２８号
愛知県日進市梅森台４丁目105番地２
債務者　株式会社ＫＢＣ
代表者代表取締役　川瀬　　悟
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　和宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月１日午前10時
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３１３号
岡山市北区富原1051番地の１
債務者　有限会社イー・ケー・フーズ
代表者代表取締役　齋藤　和彦
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　曜生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月３日午後１時30分
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１５８号
香川県小豆郡土庄町淵崎甲2210番地　善協マンション403号
債務者　橋本　香織（旧姓上口）
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　太郎
4　破産債権の届出期間　平成25年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月19日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第３１４号
岡山市北区富原1051番地の１
債務者　齋藤　和彦（旧姓森元）
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　曜生
4　破産債権の届出期間　平成25年８月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月３日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３１５号
岡山市北区富原1051番地の１
債務者　齋藤　栄子（旧姓森元）
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　曜生
4　破産債権の届出期間　平成25年８月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月３日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３３９号
北九州市八幡西区下上津役２丁目６番６号
債務者　津村　純子
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　俊博
4　破産債権の届出期間　平成25年７月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月18日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２１４号
鹿児島県鹿児島市田上台２丁目４番５号　紀原アパート102号
債務者　岩下　浩二
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本多　　剛
4　破産債権の届出期間　平成25年７月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１７３号
鹿児島県鹿児島市小松原１丁目52番８号　徳永アパート102号
債務者　前原　五夫
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　宏嗣
4　破産債権の届出期間　平成25年７月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月11日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２６号
鹿児島県曽於市大隅町岩川7359番地１、前住所広島県東広島市八本松町原7230番地　エレガンシア・コリーヌⅡ101号
債務者　下井倉秀美（旧姓烏丸）
1　決定年月日時　平成25年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上山　幸正
4　破産債権の届出期間　平成25年８月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月４日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第２９９号
兵庫県西宮市池田町９番７―705号、前住所兵庫県尼崎市南塚口町５丁目６番20号　フォレストビィラ203号
債務者　中條　啓子
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津久井　進
4　破産債権の届出期間　平成25年７月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係